

施設の概要及び選定方針について

○高槻市立市民プール

【公募：指定期間 5 年】

高槻市立市民プールの概要

1. 高槻市立市民プールの概要

| | |
|--------|---|
| 施設の名称 | 高槻市立市民プール |
| 施設の所在地 | 高槻市芝生町四丁目3番11号 |
| 施設の規模 | 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り 地上3階地下1階 敷地面積 (15,315.32㎡) 延床面積 (12,578.21㎡) 建築面積 (8,780.02㎡) |
| 主な施設内容 | 屋外プール (50mプール) 屋内プール (25mプール、流水プール、リラクゼーションプール、キッズプール、ジャグジープール) フィットネスルーム、スタジオ、売店、喫茶コーナー 駐車場 |

施設の利用形態・役割

(1) 目的

体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の体力の向上と健康の増進に資する。

(2) 施設予約

個人利用については予約不可

団体利用については団体利用申請書を提出し許可を受けることで予約可

(3) 利用時間

・屋内プール、フィットネスルーム、スタジオ

平日及び土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日 午前9時から午後6時30分まで

・屋外プール (7月1日から9月10日までの期間)

午前9時から午後6時30分

・休所日

火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌平日。ただし、7月1日から9月10日までの期間を除く。)

年末年始 (12月28日から翌年の1月4日まで)

(4) 利用料金

①団体利用の場合

| 利用料金及び利用時間帯 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 利用施設 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| プール(1面) | 15,710円 | 20,950円 | 15,710円 | 52,370円 |

②個人利用の場合

| 利用施設 | 利用者 | 利用料金(1回につき) |
|--|----------------|-------------|
| プール | 一般 | 520円 |
| | 幼児・小学生・中学生・高齢者 | 260円 |
| フィットネスルーム | 一般・高齢者 | 310円 |
| | 中学生 | 200円 |
| 備考 | | |
| 1 この表において「幼児」とは3歳以上で就学前の者をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいい、「一般」とは3歳未満の者、幼児、小学生、中学生及び高齢者を除いた者をいう。 | | |
| 2 利用料金については、回数券をもって支払うことができる。この場合において、当該回数券の額は11回分で、次に掲げるとおりとする。 | | |
| (1) プール 一般にあつては5,200円とし、幼児・小学生・中学生・高齢者にあつては2,600円とする。 | | |
| (2) フィットネスルーム 一般・高齢者にあつては3,100円とし、中学生にあつては2,000円とする。 | | |

2. 現在の施設の運営状況について

公募で指定管理者を選定し、利用料金制を採用している。

利用者数については、増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で施設の休館等があったため、令和元年度末から令和3年度にかけて大幅に減少し、この間、利用料金収入の減少に伴う管理運営経費の不足に対する支援を行ったものの、赤字収支が続いた。

なお、令和4年度の利用者数は回復傾向にあるものの、感染拡大前の水準には戻っていない。

3. 高槻市立市民プールの今後の管理手法について

選定方法：公募（利用料金制）

指定期間：5年（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

利用者へのサービス向上や効果的・効率的なスポーツ振興を図るという観点から、引き続き民間事業者の専門性やノウハウを活かした自発的な取組を促すことで、市民のスポーツ振興がより一層推進されることを期待し、公募とする。

